

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成27年9月4日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
厚生年金保険関係	3件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	10件
国民年金関係	3件
厚生年金保険関係	7件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500060号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500027号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(平成3年12月31日)及び取得年月日(平成4年6月1日)の記録を取り消し、平成3年12月から平成4年5月までの標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

平成3年12月31日から平成4年6月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和46年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年12月31日から平成4年6月1日まで

私は、A社に平成3年3月25日から平成5年12月28日まで継続して勤務していたにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

請求期間について、厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間の被保険者資格の喪失及び取得の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録並びに請求期間当時の取締役及び同僚の証言から、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、A社における請求者を含む44人の厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が平成4年6月8日付けで平成3年12月31日に遡及して行われていることが確認できる上、請求期間において被保険者資格を取得した10人の資格取得の取消処理についても、平成4年6月8日付けで遡及して行われていることが確認できる。

また、A社において、上記の厚生年金保険被保険者資格の遡及喪失処理及び資格取得取消処理が行われた54人のうち50人が、平成4年6月1日に資格を取得(再取得を含む。)していることが確認できるところ、このうち20人の資格取得の処理

は、前述の資格喪失及び資格取得取消処理が行われた平成4年6月8日より前の同年6月4日であることが確認できる。

さらに、当時A社において管理職であったとする者は、請求期間当時、同社は社会保険料を滞納していたため、社員全員を資格喪失させた旨述べているところ、社会保険事務所（当時）において、このような資格喪失に係る事務処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成3年12月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、平成4年6月1日に被保険者資格を取得した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該被保険者資格の喪失及び取得に係る記録は有効なものと認められないことから、請求者のA社における資格喪失年月日（平成3年12月31日）及び資格取得年月日（平成4年6月1日）の記録を取り消すことが必要である。

なお、請求期間の標準報酬月額については、平成3年11月のオンライン記録から、16万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500110号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500028号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和17年6月1日、喪失年月日を昭和19年12月26日に訂正し、昭和17年6月から昭和19年11月までの期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

昭和17年6月1日から昭和19年12月26日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和17年6月1日から昭和19年12月26日まで

請求期間について、私は、昭和16年3月20日にB高等小学校を卒業後、同年4月にA社C工場の養成所に入所し、同社C工場に勤務していた。その後、D軍に入隊するため、昭和19年12月26日に実家に帰省するまでの期間、継続して同社C工場に勤務していた。私と同時に同社の養成所に入所した同僚は同社に勤務した期間の厚生年金保険の記録があるので、私の記録が無いのは納得できない。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者が所持するA社が発行した修了証、同社養成所に請求者と同時に入所した複数の同僚の陳述及び請求者の妹の記憶から、請求者が請求期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、請求者に係る労働者年金保険被保険者台帳索引票によれば、請求者は、事業所名は不明であるものの、昭和17年2月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によれば、請求者に係る被保険者台帳記号番号の前後

において連番で払い出されている記号番号の複数の被保険者が、昭和 17 年 1 月 1 日に同社において被保険者資格を取得していることが確認できることに加え、複数の同僚は、「養成所の生徒は、昭和 17 年から全員労働者年金保険に加入し、給与から保険料を控除する旨、会社の上司から説明を受けたことを記憶している。」としていることから、請求者は、同社において被保険者資格を取得したものと推認できる。

一方、A社に係る被保険者名簿には、資格取得年月日が昭和 17 年 1 月 1 日の被保険者が複数記載されているところ、i) 健康保険の番号が記載されていないこと、ii) 被保険者の氏名が資格取得年月日順に記載されていないこと、iii) 標準報酬月額 of 初回決定年月日が昭和 19 年 6 月 1 日以降であること、iv) 資格喪失年月日が昭和 20 年 4 月 16 日以降の者しか記載されていないことが確認できる。このことについて、日本年金機構E事務センターは「当該名簿のうち、昭和 20 年 4 月 15 日以前に係る部分については、同年*月*日の空襲により焼失した後に復元されたものと判断している。」と回答している。

また、請求者に係る被保険者台帳記号番号の前後計 449 人の記号番号に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）を調査したところ、i) 449 人のうち 446 人について、労働者年金保険被保険者台帳索引票において被保険者資格の取得年月日が確認できるが、このうち 144 人は、本来、資格を取得した被保険者に対して作成されるはずの旧台帳が確認できないこと、ii) 旧台帳が確認できる 302 人の台帳の様式をみると、このうち 275 人の旧台帳は、昭和 28 年 7 月以降の様式で作成されていること、iii) 当該 275 人の旧台帳は、同年 7 月以降の様式では戦時中の A 社の記録が確認できるものの、このうち 22 人は、当該旧台帳のほか同年 7 月より前の旧台帳の様式と考えられる旧台帳も確認できるところ、当該旧台帳には、戦時中の同社の記録が記載されていないことから、戦時中に焼失したと考えられる被保険者名簿の復元のよりどころとなる旧台帳についても焼失した可能性が高い。

さらに、前述の労働者年金保険被保険者台帳索引票が確認できる 446 人の被保険者のうち、306 人の記録が A 社に係る被保険者名簿に記載されているところ、i) 当該被保険者名簿によれば、戦時中に資格を喪失した被保険者が当該 306 人中 27 人しかおらず、資格喪失年月日についても戦争末期の昭和 20 年 4 月 16 日から同年 8 月 6 日までの間であること、ii) 複数の同僚は「戦時中は、会社に在籍したものの、空襲などで会社に出ることができなかったが、終戦後退社届を会社に提出した。」旨陳述していることから、戦時中に退社し、戦後、会社に退社届を提出しなかった者は記録が復元されなかった可能性が高いと考えられる。このことについて日本年金機構E事務センターは、「A社に係る被保険者名簿の復元の時期及び復元の程度については不明であるが、昭和 20 年 4 月 15 日の時点で同社における被保険者資格

を有していた者の記録だけが復元されている可能性がある。」旨回答している。

以上の事実を前提にすると、請求に係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、請求者及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないといふべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、請求者が請求期間中に継続勤務した事実及び事業主による厚生年金保険料の控除の事実が推認できること、請求に係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合的に考慮すると、事業主は、請求者が昭和 17 年 2 月 1 日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所（当時）に対して行ったと認めるのが相当であり、かつ、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日は昭和 19 年 12 月 26 日とすることが妥当であると判断する。

なお、労働者年金保険法は昭和 17 年 1 月 1 日から準備期間として施行されたが、保険料の徴収及び保険給付の規定は同年 6 月 1 日に実施されたことから、労働者年金保険（厚生年金保険）の被保険者期間は同年 6 月 1 日以降となる。

また、請求期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500123号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500029号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和50年11月30日から昭和51年10月8日に訂正し、昭和50年11月から昭和51年9月までの標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

昭和50年11月30日から昭和51年10月8日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和28年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年11月30日から昭和51年11月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録では、A社における資格喪失年月日が昭和50年11月30日となっているが、請求期間も同社に勤務していたので、資格喪失年月日を昭和51年11月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録によると、請求者は、昭和51年10月31日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和50年11月30日とされているが、社会保険事務所(当時)において、当該資格喪失届が受付されたのは、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和51年2月29日より後の同年10月8日であることが確認できる上、同日において、請求者のほか12人についても被保険者資格の喪失年月日を遡って昭和50年11月30日とする資格喪失届が受付され、ほかの3人については被保険者資格の喪失年月日を遡って昭和51年2月29日とする資格喪失届が受付さ

れていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は請求期間当時、法人格を有した事業所として存在し、雇用保険の加入記録により多数の従業員が在籍していたことが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、昭和50年11月30日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の同社における資格喪失年月日は、上記の請求者に係る資格喪失届の社会保険事務所における受付年月日である昭和51年10月8日とすることが必要である。

なお、昭和50年11月から昭和51年9月までの標準報酬月額については、A社の事業所別被保険者名簿における請求者の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

一方、請求期間のうち、昭和51年10月8日から同年11月1日までの期間については、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は「当該期間に係る厚生年金保険料を控除していたか分からない。」と回答していることから、当該期間に係る請求者の厚生年金保険料の控除の事実について確認することができない。

また、当該期間にA社に係る事業所別被保険者名簿において、同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることができない。

このほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間のうち昭和51年10月8日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500114号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1500016号

第1 結論

昭和49年7月から昭和54年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和24年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年7月から昭和54年8月まで

私は、昭和49年7月頃に会社を退職し、直ちに、当時居住していたA市の市役所で国民年金の加入手続を行った。

また、昭和51年にB市に転入したが、同市においても引き続き国民年金に加入していた。

国民年金保険料の納付方法等については覚えていないが、請求期間の保険料を納付したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間について、昭和49年7月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、昭和51年にB市に転居した後も、継続して国民年金に加入していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、請求者に係る国民年金手帳記号番号は、昭和54年10月26日にB市で払い出されていることが確認できる上、請求者に係る同市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によれば、請求者は同年9月6日に国民年金に任意加入した旨の記載が確認できることから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求期間は62か月に及び、行政機関がこれだけの長期間にわたって記録管理を続けて誤るとは考え難い。

さらに、請求者に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家

計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500115号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1500017号

第1 結論

平成5年1月から同年7月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和44年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年1月から同年7月まで

私の請求期間に係る国民年金保険料は未納と記録されているが、当時居住していたA県B市において保険料を納付していたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、オンライン記録によれば、請求者に係る平成5年1月1日の国民年金被保険者の資格取得及び同年8月31日の資格喪失に係る処理は、請求者の次の国民年金被保険者の資格取得日(平成8年4月21日)に係る処理と一括して、平成8年6月26日に行われたことが確認できる。また、請求者の国民年金手帳記号番号の直前の記号番号である国民年金第3号被保険者の資格取得年月日の記録等から、請求者が国民年金の加入手続を行ったのは平成8年6月以降であったことが推認できる。これらのことから、請求者は、当該加入手続が行われるまでは国民年金に未加入であり、請求期間の納付書は発行されなかったと考えられる上、当該加入手続が行われたと考えられる時点において、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、請求者が請求期間後に転居したC県D市の国民年金被保険者名簿(CSVデータ)によれば、請求期間は国民年金保険料の未納期間とされており、当該記録はオンライン記録と一致している。

さらに、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、

オンライン記録により請求者の旧姓等で氏名検索したが、未統合と思われる記録は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500116号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1500018号

第1 結論

昭和44年7月から昭和46年3月までの請求期間及び昭和58年4月から平成13年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和44年7月から昭和46年3月まで
② 昭和58年4月から平成13年12月まで

年金記録を確認したところ、請求期間①及び②の国民年金の被保険者記録が無い。請求期間①は、厚生年金保険から国民年金に切り替わる時にA町(現在は、B市)の役場又はB市役所の窓口職員に勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した記憶がある。また、請求期間②についても、国民年金に加入し、保険料を納付した記憶があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、昭和44年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した際に、A町役場又はB市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、請求者に係る国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)並びにA町及びB市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によると、請求期間①は未加入期間とされており、オンライン記録と一致している。

また、請求者に対して、A町において昭和43年6月5日に払い出された国民年金手帳記号番号(*)及びB市において昭和48年4月21日に払い出された国民年金手帳記号番号(*)に係るA町及びB市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によると、請求期間①の国民年金保険料が納付されたことを示す記載は無い上、ほかに請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

請求期間②について、請求者に係るA町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）及びオンライン記録によると、請求者は、昭和48年5月1日に国民年金に加入し、昭和57年12月6日に元配偶者が厚生年金保険の被保険者となったことから、同日に国民年金の強制加入被保険者から任意加入被保険者に種別変更され、昭和58年4月15日に国民年金被保険者資格を喪失したことが確認でき、同日以降、いずれの公的年金にも加入した記録は確認できない。

また、請求期間②当時、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、オンライン記録によると、請求者に対して平成23年2月21日に付番された基礎年金番号のほかに別の基礎年金番号が付番された形跡も見当たらない。

さらに、請求期間②は225か月に及び、これだけの長期間にわたり行政機関が事務処理を続けて誤るとは考えにくい。

このほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、各請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500071号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500030号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和22年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年1月25日から同年6月30日まで

私は、平成23年1月25日から現在まで、A社に継続して勤務しているが、請求期間が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされているので、請求期間について保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間となっているところ、A社は、「平成23年8月に、請求者に係る厚生年金保険の被保険者資格取得年月日を同年7月1日として届出を行った後、請求者から請求期間が厚生年金保険の未加入期間となっているとの申出があり、平成27年4月1日に、請求者の被保険者資格取得年月日を平成23年7月1日から同年1月25日に訂正する届出を行った。」旨回答している。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除していたと認められる場合とされているところ、A社は、「請求期間に係る厚生年金保険料は請求者の給与から控除していない。」旨回答している。

また、請求者が所持する給与支給明細書及びA社が提出した請求者に係る給与支給明細書によれば、請求期間に係る厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、請求者は、請求期間について、厚生年金保険料控除の有無にかかわらず、保険給付の対象となる期間として記録を訂正すべきと主張しているが、年金記録の訂正請求に係る厚生年金保険の記録訂正は、請求期間における被保険者資格の届出又は厚生年金保険料の控除等に係る事実認定に基づきその要否を判断するものであり、これと離れて厚生年金保険法及び厚生年金特例法の適否を判断して行うものではない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500108号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500031号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和51年4月から昭和52年3月まで
② 昭和55年2月から同年11月まで
③ 昭和56年4月から昭和58年3月まで

私は、請求期間①についてはA社、請求期間②についてはB社、請求期間③についてはC社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いので、各請求期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者が勤務したとするA社の所在地は、社会保険の適用事業所名簿に記載されているD社の所在地と一致することから、請求者が勤務したとする事業所は、D社であることがうかがえるところ、請求者のA社及びD社に係る雇用保険の加入記録は見当たらない。

また、D社は、請求期間①のうち昭和51年12月1日より後の期間は適用事業所ではなかったことが確認できる上、同社を経営していたとする請求者の父親も既に亡くなっていることから、請求者の同社における勤務期間、厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、オンライン記録により、請求期間①においてD社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得している者を確認したが、請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

請求期間②について、雇用保険の加入記録から、請求者は、請求期間②のうち昭和55年4月30日から同年11月7日までの期間において、B社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、登記簿謄本によると、B社は平成14年12月3日に解散している上、元事業主も既に亡くなっていることから、請求者の同社における勤務期間、厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、請求者は、請求期間②当時、季節労働、期間労働者としてB社に勤務していたとしているところ、当該期間において同社で厚生年金保険に加入していた複数の者は、「季節労働者は厚生年金保険に加入していなかった。本人の希望により厚生年金保険に加入していない者がいた。」旨回答していることから、請求期間②当時、同社では必ずしも全ての者を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、E国民健康保険組合から提出された「第二種組合員加入届（台帳）」により、請求者は、昭和55年5月1日から同年11月9日まで同組合に日雇労働者として加入していることが確認できることから、当該期間は厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

加えて、オンライン記録により、請求期間②においてB社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得している者を確認したが、請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

請求期間③について、請求者のC社に係る雇用保険の加入記録は見当たらない。また、同社は平成6年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の事業を承継しているF社は、請求期間③当時の資料は無い旨回答していることから、請求者のC社における勤務期間、厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、請求者は、請求期間③当時、C社のG支店にH職として勤務していたとしているところ、同社の人事部で福利厚生業務を担当していた者は、「請求期間③当時、当社支店にH職で入社した者は、すぐに厚生年金保険には加入しておらず、その後の勤務状況に応じて厚生年金保険に加入していた。入社から2、3年は厚生年金保険に加入していない者もいた。」旨述べている。

さらに、オンライン記録により、請求期間③においてC社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得している者を確認したが、請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者の請求期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除につい

て確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500109号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500032号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和37年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年3月30日から同年4月1日まで

私は、平成3年4月1日から平成4年3月31日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、同社の資格喪失年月日が同年3月30日となっている。同年3月分の給与をもらっていたので、資格喪失年月日を同年4月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社に平成4年3月31日まで勤務していたと主張しているところ、当時の同僚も請求者は同日まで勤務していたと証言している。

しかしながら、A社から提出された請求者に係る社会保険被保険者台帳及び同社へB職を派遣しているC社が保管する人事記録によると、請求者は、A社を平成4年3月30日に退職したことが確認できる。

また、請求者が当時加入していたD厚生年金基金が保管する加入員資格喪失届によると、A社は、同基金に対し、請求者が平成4年3月30日に加入員資格を喪失した旨の届出を行っていたことが確認できるところ、当該資格喪失年月日は、オンライン記録で確認できる請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と一致している。なお、同基金は、上記の届出様式は複写式であるとしていることから、同社が社会保険事務所(当時)に対して同様の届出を行っていたと推認できる。

さらに、A社は、請求者に係る上記台帳以外の資料を保管していないため、平成4年3月分の厚生年金保険料を請求者の給与から控除したか不明であると回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関

連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500112号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500033号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和24年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年5月26日から昭和50年4月1日まで

私は、昭和43年3月20日から昭和51年7月15日まで途中で退職することなく継続してA社に勤務したが、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていない。

請求期間について厚生年金保険被保険者の記録を訂正し、年金額に反映させてほしい。

第3 判断の理由

複数の同僚の証言により、期間は特定できないものの、請求者は、請求期間当時、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、請求者の勤務記録及び給与台帳等はないとしており、請求者の請求期間における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者に係る雇用保険の加入記録によれば、請求者は昭和49年5月25日にA社を離職し、昭和50年4月1日に同社で被保険者資格を再取得したことが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

さらに、A社から提出のあった請求者に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」、及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載された被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日は、いずれも請求者のオンライン記録と一致している。

加えて、オンライン記録によれば、昭和49年5月26日から昭和50年3月31日

までの間にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の名前は無く、整理番号は連番で欠番も無い。

また、オンライン記録から、請求期間当時、A社に勤務していたことが確認できる同僚及び請求者が名前を挙げた同僚の計21人に対して照会を行ったところ、15人から回答が得られたが、請求者の給与から請求期間の厚生年金保険料が控除されたことをうかがわせる証言は得られない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500113号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500034号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成7年3月31日にA事業所を退職したが、同年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録になっているので、同年4月1日を被保険者資格の喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B事業所から提出された請求者に係る人事記録によれば、請求者は、A事業所にC職として平成4年11月1日に任期1日(平成5年3月30日まで任用を日日更新)で採用され、平成5年3月30日に退職し、また、同年4月1日に任期1日(平成6年3月30日まで任用を日日更新)で採用され、平成6年3月30日に退職し、さらに、同年4月1日に任期1日(平成7年3月30日まで任用を日日更新)で採用され、平成7年3月30日に退職したことが確認できる。

また、請求者が勤務していた当時の非常勤のC職に係る厚生年金保険の取扱いについて、B事業所は、「翌年度4月1日以降も雇用を継続する場合には、D事業所の人事事務手続上、当年度の3月30日を退職年月日、翌年度4月1日を採用年月日としていたが、その場合には厚生年金保険被保険者資格の喪失手続は行っていなかった。しかし、翌年度4月1日以降の雇用を継続しない場合は、当年度の3月30日を退職年月日とし、同年3月31日を厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日としていた。」旨回答している。

さらに、B事業所は、厚生年金保険料の控除方法について翌月控除としているところ、同事業所から提出された請求者に係る平成7年3月分給与の基準給与簿によ

れば、同年3月分の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500117号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500035号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社C課(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和31年3月15日から昭和34年1月1日まで
② 昭和37年8月6日から昭和38年6月1日まで

私は、請求期間①について、D県E市に所在したA社に勤務し、F業務をしていたが、厚生年金保険の加入記録が無い。

請求期間②について、昭和37年8月6日からG県H市のB社に勤務し、I部署に配属され、J業務をしていたが、同社での厚生年金保険の加入年月日は昭和38年6月1日とされており、請求期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。

各請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、勤務していたとするA社の所在地、社屋の状況及び仕事内容について詳細に記憶していることから、同社に勤務したことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所であった形跡が見当たらない上、当該事業所名及び類似事業所名についてK地方法務局L支局に照会したが、該当する事業所は無いとの回答があり、請求者の勤務実態及び厚生年金保険の加入の有無について確認することができない。

なお、E市に照会したところ、請求者が記憶しているA社の所在地について、昭

和 34 年の住宅地図にはM事業所と記載されている旨回答があったが、オンライン記録によると、当該事業所も厚生年金保険の適用事業所であった形跡が見当たらない上、上記法務局は、同事業所名及び類似事業所名についても該当する事業所は無いと回答している。

また、請求者は、A社に勤務中の昭和 32 年 6 月又は同年 7 月頃に、N病院において健康保険証を使って診療を受けた旨主張していることから、同病院に照会したが、当時の診療録は既に廃棄済みである旨回答があり、請求者が請求期間①当時に加入していた医療保険について確認することができない。

請求期間②について、請求者は、B社に昭和 37 年 8 月 6 日に入社したとしているところ、同社から提出された請求者の退職時に係る稟議書^{りん}によると、請求者の入社年月日は昭和 38 年 4 月 1 日であることが確認できる。

また、B社は、「当社では、請求期間②当時は、臨時採用期間を経てから正社員として雇用しており、臨時採用期間は厚生年金保険に加入させておらず、正社員となった時点で加入させていた。請求者は、入社後 2 か月間は臨時採用期間であり、厚生年金保険に加入させていなかったため、入社年月日（昭和 38 年 4 月 1 日）と厚生年金保険被保険者資格取得年月日（昭和 38 年 6 月 1 日）が一致していないものと思われる。」旨回答している。

さらに、オンライン記録によると、請求者が I 部署で一緒に勤務したとして名前を挙げた 5 人は、既に亡くなっているため証言を得ることができない上、請求者がB社の本社で事務長をしていたとして姓のみ挙げている者について、同社には同じ姓の者が複数確認できるが、いずれも厚生年金保険被保険者資格取得年月日は請求者の退職後となっており、該当する者は見当たらない。

加えて、オンライン記録によると、請求者は、請求期間②のうち昭和 37 年 8 月から昭和 38 年 3 月までは国民年金保険料の申請免除期間、昭和 38 年 4 月及び同年 5 月は未納期間となっており、当該期間は厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500156号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500036号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支店(現在は、A社C支店)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和36年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成3年3月31日までA社B支店に勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同年3月31日となっており、請求期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、同年4年1日を資格喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社C支店は、監査のために平成3年10月頃に作成したとする現員現給調書及び請求者に係る「労働契約書(臨時職員)」を提出しているところ、現員現給調書に記載された請求者の退職日は同年3月31日となっている一方、「労働契約書(臨時職員)」には同年3月30日退職と記載されており、このことについて、同社は、「複数の資料が存在し、請求者の退職日が平成3年3月30日であったか、同年3月31日であったか分からない。」旨回答している。

また、雇用保険の被保険者記録によると、請求者のA社B支店における離職日は平成3年3月30日となっており、請求者の請求期間における勤務実態を確認できない。

さらに、A社C支店が提出した請求者に係る給与台帳によると、請求者の給与から請求期間に係る平成3年3月分の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。